

木質資源安定供給協議会（真庭バイオマス） への販売ルールのご紹介

津山市森林組合では、木質資源安定供給協議会（真庭バイオマス）への原材料の販売についての窓口業務を行っています。

ここでは、その手順及び必要書類等についてご紹介しますので、ご参考にしていただくとともに手続きに当たっては、漏れ落ちがないようにご配慮ください。

1 真庭バイオマスへの原材料販売ルール

バイオマスへの原材料を持ち込み販売する原材料は、次の2種類となります。

- ① 森林の伐採に伴うもの
- ② 森林以外（剪定枝、道支障木、林地開発等、森林以外の伐採木材）

2 上記1のそれぞれの手続についての概略説明

(1) 1-①森林の伐採に伴う場合

皆伐等の場合及び保安林内間伐は伐採の届け出ルールがあります。

具体的には、保安林内間伐・択伐の場合は、森林法第34条の3第1項の規定により、当該森林が所在する市町村長あてに、「伐採及び伐採後の造林の届出書（津山市様式1）」「保安林内間伐届出書（津山市様式2）」により届け出が必要です。

〔注：皆伐の場合は森林法第34条の1第1項の規定により、岡山県への申請・許可が必要ですので、美作県民局担当課にお問い合わせください。〕

届け出を受けた市町村長は、審査の上適正と判断した場合は、届け出者の求めに応じて、「伐採及び伐採の造林の計画の適合通知書（津山市様式3）」及び「保安林内間伐届出書に係る適合通知書（津山市様式4）」を、申請者に発行します。

(2) 1-②森林以外の木材等

森林以外の場合は、市町村長への届け出は必要ありませんが、売買契約書あるいは許可証（開発・伐採）等の写しを準備する必要があります。

―――以上の手続の詳細は津山市農林部森林課に照会ください。―――

3 真庭バイオマスへの登録

木質資源安定供給協議会（真庭バイオマス）で原材料として受け取る資源は、全て、「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材等のみを原材料としております。

このため、上記2の証明番号あるいは契約書の写しなどを確認の上、運搬用車両（臨時車両への配慮あり。）登録も含めてQRコードを発行し、原材料持ち込みの際の確認を行っています。

※ ※ ※ 以下の手続は、森林組合で代行します。 ※ ※ ※

4 真庭バイオマスへの原材料の持ち込みのための申請書類等

上記3を確実にを行うため、次の書類を木質資源安定協議会（真庭バイオマス）への提出が必要です。具体的手続は津山市森林組合が代行しますので、津山市森林組合窓口で、手続をしてください。

- ① 事前届（位置図を含む。）・・・森林（保安林内間伐を含む。）の場合〔申請様式1〕、森林施業以外又は森林以外〔申請様式2〕
- ② 所有者情報登録申請書〔申請様式3〕
- ③ 業者情報（車両）登録申請書〔申請様式4〕

注： ①②の申請にあたり、上記2のそれぞれの書類（森林：適合通知書、それ以外：契約書等）を持参・添付してください。
各手続に必要な書類（写）を添付しておきますので、ダウンロードして利用ください。

5 QRコード発行に要する期間（通常2日～3日）等

- ① 手続が完了し、QRコードの発行が完了しましたら、電話連絡をさせていただきますので、津山市森林組合窓口で受け取り願います。
- ② 郵送を希望される場合は、封筒に宛名及び切手（110円）を貼って申出ください。

以上、真庭バイオマスの手続についてお知らせしますので、熟読の上手戻りがないよう手続をお願いします。

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 年 月 日

津 山 市 長 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

電話 () -

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である(のうち) が所有する立木(又は長期受委託契約
に基づき が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考
適合通知書等の希望の有無(有・無)

添付書類

- ① 届出の対象となる森林の位置図及び区域図(伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図や森林計画図等)
- ② 届出者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書等
法人でない団体の場合は、代表者の氏名、当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
個人の場合は、氏名及び住所を証する書類
※次の台帳等で確認できる場合は添付を省略可能とする。(該当に○)
ア 津山市が有する住民基本台帳(届出者(個人)が市内在住の場合)
イ 国税庁法人番号公表サイト(届出者が法人の場合)
- ③ 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合は、申請状況を記載した書類(参考様式1を添付してください)
- ④ 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書等
※林地台帳または直前に提出した森林の土地の所有者届出書で所有者が確認できることを記載した書類を添付することで省略可能とする。(参考様式2を添付してください)
(事前に電話等で津山市森林課(TEL 0868-32-2078)までご確認ください。)
- ⑤ 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合は、当該森林を伐採する権限を有することを証する書類(立木の売買契約書等)
※口頭契約の場合は参考様式あり(参考様式3、参考様式4などを添付してください)

- ⑥ 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
(参考様式5または参考様式6を添付してください)

※次の場合は添付を省略可能とする。(該当に○)

- ア 届出の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地の境界に接していないことが明らかな場合(境界に関する争いが生じた場合には届出者の責任において対応を行うもの)
- イ 地形、地物その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより、届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合(境界に関する争いが生じた場合には届出者の責任において対応を行うもの)
- ウ 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合(参考様式7を添付してください)

- ⑦ 主伐の場合には、伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図

- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者) 住所

氏名

電話 () -

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	延長	m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造林計画書

(造林する者) 住所

氏名

電話 () -

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人工造林 (植栽・人工播種)	令和 年 月 日		ha	本		
	令和 年 月 日					
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和 年 月 日			/	/	
	令和 年 月 日					
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和 年 月 日			/	/	
	令和 年 月 日					

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

1. 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
2. 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
3. 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
4. 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
5. 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
6. 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

保安林内間伐届出書

令和 年 月 日

津山市長 谷口圭三 殿

住所

届出人 氏名

次のとおり森林の立木を間伐により伐採したいので、森林法第34条の3第1項の規定により届け出ます。

保安林の指定の目的								
森林の 所在場所	伐採 樹種	伐採をしようとする立木の林齢	間伐立 木材積 m ³	伐採箇所の面積 ha	伐採 方法	伐採の 期間	森林経営計画の有無	備考

- 1 氏名を自筆する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 伐採箇所の面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 3 伐採方法の欄には、間伐においては単木、列状等の選木方法を記載すること。
- 4 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項ただし書きに規定する森林経営計画の対象とする森林であるときは、「有」と記載する。
- 5 添付する図面の様式は、規則第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採箇所を明示すること。

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

津農森第〇〇〇〇号

令和〇年〇月〇〇日

様

津山市長 谷口 圭三

令和〇年〇月〇〇日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知します。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所	市町村	大字	字	地番	外	0	筆
伐採面積	ha		伐採率	%			
伐採方法							
伐採の期間	～						
伐採樹種							
伐採齢	～						
集材方法							
造林の方法	人工造林		樹種		本数	本	
						本	
	天然更新		樹種		本数	本	
						本	
造林の面積							
造林の期間	～						
鳥獣害対策							
留意事項							

保安林内間伐届出書に係る適合通知書

津農森第 号
令和 年 月 日

様

津山市長 谷口 圭三

令和 年 月 日付けで届出のあった、保安林内間伐届出書に記載された下記の間伐計画は、当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるので、通知します。

記

保安林の指定の目的		水源かん養						
森林の 所在場所	伐採 樹種	伐採をしよ うとする立 木の林齢	間伐立 木材積 m ³	伐採箇所 の面積 ha	伐採 方法	伐採の 期 間	森林経 営計画 の有無	備考
	計		0.00	0.0000				

事前届

様式 9

(提出窓口： 森林組合)

次のとおり搬出を予定していただきますので届け出ます。

伐採業者名

住所

令和 年 月 日

氏名 **津山市森林組合** ㊤

山林所有者名			経営計画番号				※ 森林組合使用欄											
番号	山林所在地		山林 または 保安林	委託 または 買取	樹種	林齢	面積 ha	伐採種	施工 内容	搬出予定数量		搬出予定 開始終了時期	旧市町村	林小班区画	経営計画		保安林等 手続きに 係る日付・ 番号	普通林伐採に 係る日付・番号
	市町村	大字								字	番地				材	チップ		
1										m	t							
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		

【指示事項】

- 〕 経営計画対象森林ではありません。伐採届けを伐採開始の30日前までに市町村長に届出し、適合通知または受理通知の写しを提出してください。
- 〕 【間伐】保安林に指定されています。保安林内間伐届けを伐採開始の20日前までに市町村長に届出し、受理通知の写しを提出してください。
- 〕 【皆伐】保安林に指定されています。____県民局長に対し保安林内立木伐採許可申請を行い、許可通知書の写しを提出してください。
- 〕 売買契約書の写しを提出してください。
- 〕 所有者情報登録申請書（別紙）を提出してください。
- 〕 使用車両登録申請書（別紙）を提出して下さい

【事業地番号の控え】【処理経過】

番号	指 示	写し受領	カード交付
1			
2	/	/	/
3			
4			
5			
6			

事前届 (森林施業以外又は森林以外)

木質資源安定供給協議会 殿

[申請様式2]

令和 年 月 日

次のとおり搬出を予定していますので届け出ます。

伐採業者名 住所

氏名 津山市森林組合 (印)

施工内容	剪定枝		ダム流木		道支障木		林地開発		河川支障		その他		
	大字	字	番地	樹種	林齢	面積	伐採種	搬出予定数量 用材	チップ	搬出予定数量 用材	チップ	搬出予定 開始終了時期	発注元
市町村						m ² ha		m ³	t	m ³	t		
						m ² ha		m ³	t	m ³	t		
						m ² ha		m ³	t	m ³	t		

【指示事項】

- 売買契約書及び許可証 (開発・伐採) などの写しを提出してください。
- 所有者情報登録申請書 (別紙) を提出してください。
- 使用車両登録申請書 (別紙) を提出して下さい。

【処理経過】

事業地番号	指示	写し受領	カード交付
	/	/	/

所有者情報登録申請書

(新規 ・ 変更)

令和 年 月 日

木質資源安定供給協議会 殿

申請者 住所

(フリガナ)

氏名



私は、木質資源安定供給協議会が進める効率的な流通・精算のシステムを運用するために必要な所有者情報を届け出ます。

1	郵便番号	
2	電話番号	
3	金融機関名	
4	支店名	
5	フリガナ	
6	口座名義人	
7	預金種別	1:普通 2:当座 3:貯蓄 4:その他
8	口座番号	
	適用年月日	令和 年 月 日

所有者 各位

岡山県内では、間伐材・林地残材を主な燃料とする木質バイオマス発電が稼働中で、従来、製材用原木として不向きであった不良木や伐採現場に残される林地残材を積極的に搬出利用することとしており、伐採業者等による搬出に対し各位の御理解をお願いします。

間伐作業等により発生する林地残材等は搬出に経費が掛かり収益があまり見込めませんが、協力いただいた実績(トン数)に応じて一定の金額を伐採業者に代わって木質資源安定供給協議会から直接お支払いすることとしています。(立木買取の場合は除きます。)

木質資源安定供給協議会では伐採業者をはじめ、関係者が一体となって効率的な流通・精算のシステムを構築いたしました。このシステムを運用するためには森林所有者情報が必要となることから御協力をお願いします。

* 提供いただいた情報は木質資源安定供給協議会において厳重に管理するとともに、このシステムの運用以外には使用しないことを誓約します。

